

過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素）に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成27年5月13日～平成27年6月11日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 3通
4. 意見・情報の概要及び添加物専門調査会の回答

	意見・情報の概要*	専門調査会の回答
1	<p>過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素）に係る食品健康影響評価は、適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられるとある。</p> <p>適切に使用されない場合には、安全性を害う恐れがあるので、最終製品の完成前に除去行程を設けるべきである。</p> <p>また、当初は対象食品を海外で実績があるものに限定すべきである。</p>	<p>食品安全委員会は、リスク管理機関からの評価の要請に基づき、リスク評価を行っております。</p> <p>使用基準等のリスク管理措置に関する御意見については、リスク管理機関である厚生労働省にお伝えいたします。</p>
2	<p>製剤である「過酢酸」の安全性について、遺伝毒性、反復投与毒性試験などの知見に基づき安全性を検討すべきです。</p> <p>併せて、過酢酸製剤を使用した主な食品での生成物を明らかにし、その安全性についても検討すべきです。</p>	<p>添加物製剤「過酢酸製剤」については、体内動態、毒性ともに安全性に係る知見が認められなかったことから、構成成分の安全性に係る知見を検討することで、総合的に添加物製剤「過酢酸製剤」の安全性に関する評価を行いました。なお、JECFA等の国際機関でも、構成成分の安全性を評価することで、過酢酸製剤の評価を行っております。</p> <p>添加物製剤「過酢酸製剤」の構成成分である過酢酸は、食品表面において、酢酸、過酸化水素及び酸素に分解されると考えられます。また、過酸化水素は、食品表面において、水及び酸素に分解されると考えられます。なお、主な食品での生成物については、指定等要請者からは、安全性に懸念があるとの知見は提出されておられません。</p> <p>また、JECFAは、過酢酸製剤が適切に</p>

	<p>過酢酸の成分規格は「設定しない」とされているが、「食品添加物の指定及び使用基準改改正に関する指針」で、「食品添加物の指定を要請する場合には、原則として、成分規格案を要請書に添付する。」とされており、過酢酸の品質の確保のために、成分規格を設定すべきです。</p> <p>過酢酸製剤の成分である「過オクタン酸」についても指定すべきです。例えば、アナトー（ベニノキの種子）を水酸化カリウムあるいは水酸化ナトリウムで加水分解されて得られる「水溶性アナトー」（製剤、規格基準あり）の成分であるノルビキシンカリウムおよびノルビキシンナトリウムは食品添加物に指定されています。</p> <p>HEDP は、薬物の吸収に影響する可能性があるため、使用規準で「最終食品の完成前に除去すること」と規定するか、あるいは、残留基準を設けるべきです。また、食品のラベルの原材料に「HEDP」と表示する方法も考えられます。</p>	<p>使用される場合、構成成分が食品の品質及び栄養効果に悪影響を与える可能性は少ないと評価しております⁽¹⁾。さらに、EFSA は、過酢酸製剤の使用による鶏肉表面の脂肪酸の酸化は認められなかったと評価しております⁽²⁾。</p> <p>したがって、本専門調査会においても、この点については特に安全性の懸念はないと考えます。なお、御指摘を踏まえ、JECFA の評価については、評価書に明記いたします。</p> <p>過酢酸の成分規格、過オクタン酸の指定及び HEDP の使用基準等のリスク管理措置に関する御意見については、リスク管理機関である厚生労働省にお伝えいたします。</p> <p>また、HEDP の表示制度等に関する御意見については、制度を所管している消費者庁にお伝えいたします。</p> <p>(1) WHO Technical Report Series; 928: 26-33 (2005) (2) The EFSA Journal; 297: 1-27 (2005)</p>
3	<p>過酢酸製剤は、海外では、食品の表面洗浄・処理だけでなく、食品内部に添加しても用いられている。</p> <p>米国 21CFR172.560 ホップ抽出物の製造 21CFR172.892(b) Food Starch Modified 漂白デンプンは我が国では食品添加物で</p>	<p>過酸化水素の使用基準等のリスク管理措置に関する御意見については、リスク管理機関である厚生労働省にお伝えいたします。</p>

<p>なく、食品である。</p> <p>EU Food Ingredients や processing aids と して、業者の自己裁量で使われている。</p> <p>我国では過酸化水素の食品への使用 は、使用基準というよりはその解釈を示 した 1980 年の環食化第 10 号、第 11 号 で実質上禁止されている。今回の健康評 価結果に鑑み、その残留限度を 20ppm と し食品への使用を解禁して頂きたい。そ の根拠は、日米欧の 3 局で合意・調和済 みの現行の薬局方の各デンプンの酸化性 物質の残留限度が過酸化水素として 20ppm とされている。</p>	
--	--

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。